当院の施設基準等にかかる掲示について

【個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書】

・領収証発行の際、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無償発行してます。発行を希望されない方は会計窓口へ、その旨をお申し付けください。

【一般名称での処方・後発医薬品使用推進】

- ・後発医薬品があるお薬につきましては、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、ご説明のうえ一般名(有効成分名)で処方することを推進しています。(国の政策として推進されております。ご理解ご協力をお願いいたします。)
- 医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等の適切な 対応ができる体制を整備しております。
- なお、令和6年10月より長期収載品について「医療上の必要性があると認められない場合」(患者さまの希望による処方の場合)には、「選定療養が適用される」ことをご理解ください。(厚労省の定めた医薬品について、薬価差の一部(1/4)が自己負担となります)

【医療情報取得加算】

- ・当院はオンライン資格確認を実施しております。
- 質の高い診療を行うため受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し、医療の提供に努めております。

【医療 DX 推進体制整備加算】

- オンライン請求を行っております。
- マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛けや院内掲示 にて周知しております。
- 質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております。

【生活習慣病管理料 Ⅰ・Ⅱ】

・患者様の身体状態等に応じて 28 日以上の長期投薬を行うことについて対応が可能です。

2024 年 8 月 公益財団法人北海道医療団 帯広西病院 病院長